

第7回  
市町村による原子力安全対策に関する研究会  
〔研究報告〕

# 1 検討状況

## (1) 柏崎市・刈羽村を除く28市町村への安全協定に関するアンケート

- 安全協定に関して28市町村とも関心がある。特に、原発から近い自治体ほど関心が高い。
- 今後、専門的、技術的な体制整備の可否を見極めながら、さらに具体的な検討を進めてほしいとの意見が多かった。

## (2) 安全協定の運用状況(県と意見交換し確認)

- 新潟県、柏崎市、刈羽村、東京電力が締結した安全協定では、県技術委員会の助言・指導に基づきトラブル対応を実施する。
  - ・ まず、県・柏崎市、刈羽村の職員が状況確認を実施。
    - ※ 定期(毎月、毎年度) 随時(事故、故障発生時 等)
  - ・ さらに、安全性に問題がある場合は、技術委員の立会いのもと、立入調査を実施。その後、技術委員の助言・指導を受け、適正な措置要求を発動。
    - ※ S58の安全協定締結以来の実績
      - 立入調査 …… 2回実施 (H14年 トラブル隠し、H19 中越沖地震)
      - 適正な措置の要求 …… 1回実施 (H19年 中越沖地震後の運転再開に関する事前了解)

## (3) 全国の先進事例

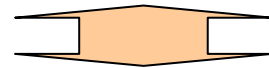
- 鳥取県、福岡県など、原発立地自治体以外で協定締結の動きがある。しかし、いずれも立地自治体並みの協定締結には至っていない。
- 特に、「計画等の報告に基づく事前了解」及び「立入調査に基づく適正な措置の要求」について、大きな開きがある。

## 2 計画等の報告に基づく事前了解(全国の先進事例)

### 新潟県・柏崎市・刈羽村・東京電力の安全協定(抜粋)

東電は、原子力発電施設及びこれと関連する施設を新增設をしようとするとき又は変更するときは、**事前に、県及び柏崎市、刈羽村の了解を得るものとする。**(第3条)

※ 定期検査後の再稼動に関する「地元自治体の了承」という項目はない。原子力安全・保安院、県、東電に確認したところ、地元が再稼動を了承する際の根拠は、法律や安全協定ではなく、社会的判断に基づくものと考えている。



### 立地自治体以外の安全協定(抜粋)

#### ○ 鳥取県・米子市・境港市 (平成23年12月25日)

・ 中電は、次の各号に掲げる事項について、県、米子市、境港市に報告するものとする。報告について**相互に意見を述べる**ことができる。

- ① 土地利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画 ② 原子炉施設の重要な変更 ③ 原子炉の解体

#### ○ 福岡県・福岡市・糸島市 (平成24年4月2日)

・ 九電は、県に対し、覚書に定めるところにより、**平常時の情報提供を行う。**県は、福岡市、糸島市へ速やかにその内容を連絡する。

- ① 原子炉施設の変更 ② 土地利用計画、冷却水の取排水計画

#### ○ 長崎県、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市 (まもなく、締結予定)

・ 九電は、原子炉増設といった施設変更の際は、**県と松浦市に「事前説明」を行い、意見を聞く予定。**  
・ **県は、佐世保市、平戸市、壱岐市の3市へ事前説明を受けた内容を説明する予定。**

### 3 「立入調査に基づく適正な措置の要求」(全国の先進事例)

#### 新潟県・柏崎市・刈羽村・東京電力の安全協定(抜粋)

##### ○ 立入調査等 (第10条)

- ・ 県又は、柏崎市、刈羽村は、以下の場合、東電に対し報告を求め、又は発電所へ立入調査を行うことができる。
  - ① 発電所周辺の環境放射線及び温排水等に関し、異常な事態が生じた場合又は必要と認めた場合
  - ② 発電所の運転、保守及び管理の状況等について、特に必要と認めた場合



##### ○ 適正な措置の要求 (第14条)

- ・ 県又は、柏崎市、刈羽村は、立入調査の結果、特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、東電に対し、**県の名において、原子炉の運転停止を含む適正な措置を講ずることを求めることができる。また、東電は、誠意をもって応ずる。**
- ・ 上記に基づき運転を停止した原子炉の運転を再開する場合は、**東電は事前に県と協議する。**
- ・ 県は協議を受けた場合、柏崎市、刈羽村と十分協議を行い、**県の名において、結果を東電に通知する。**



#### 立地自治体以外の安全協定(抜粋)

##### ○ 鳥取県・米子市・境港市 (平成23年12月25日)

- ・ 県、米子市及び境港市は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、中電に対し報告を求め、又は、職員を発電所に現地確認をさせることができる。そこでは、**相互に意見を述べる**ことができる。

##### ○ 福岡県・福岡市・糸島市 (平成24年4月2日)

- ・ 県は、**原災法の施行に必要な限度**において、その職員を発電所に現地確認させることができる。そこでは、**相互に意見を述べる**ことができる。
- ・ 県は、現地確認を行う場合は、福岡市、糸島市に対し事前に通報するとともに、**現地確認の結果を連絡する。**

##### ○ 長崎県、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市 (まもなく、締結予定)

- ・ **原災法第32条の隣接県としての「立入調査」を明文化。「適正な措置の要求」は含まない予定。**

## 参考 原子力災害対策特別措置法

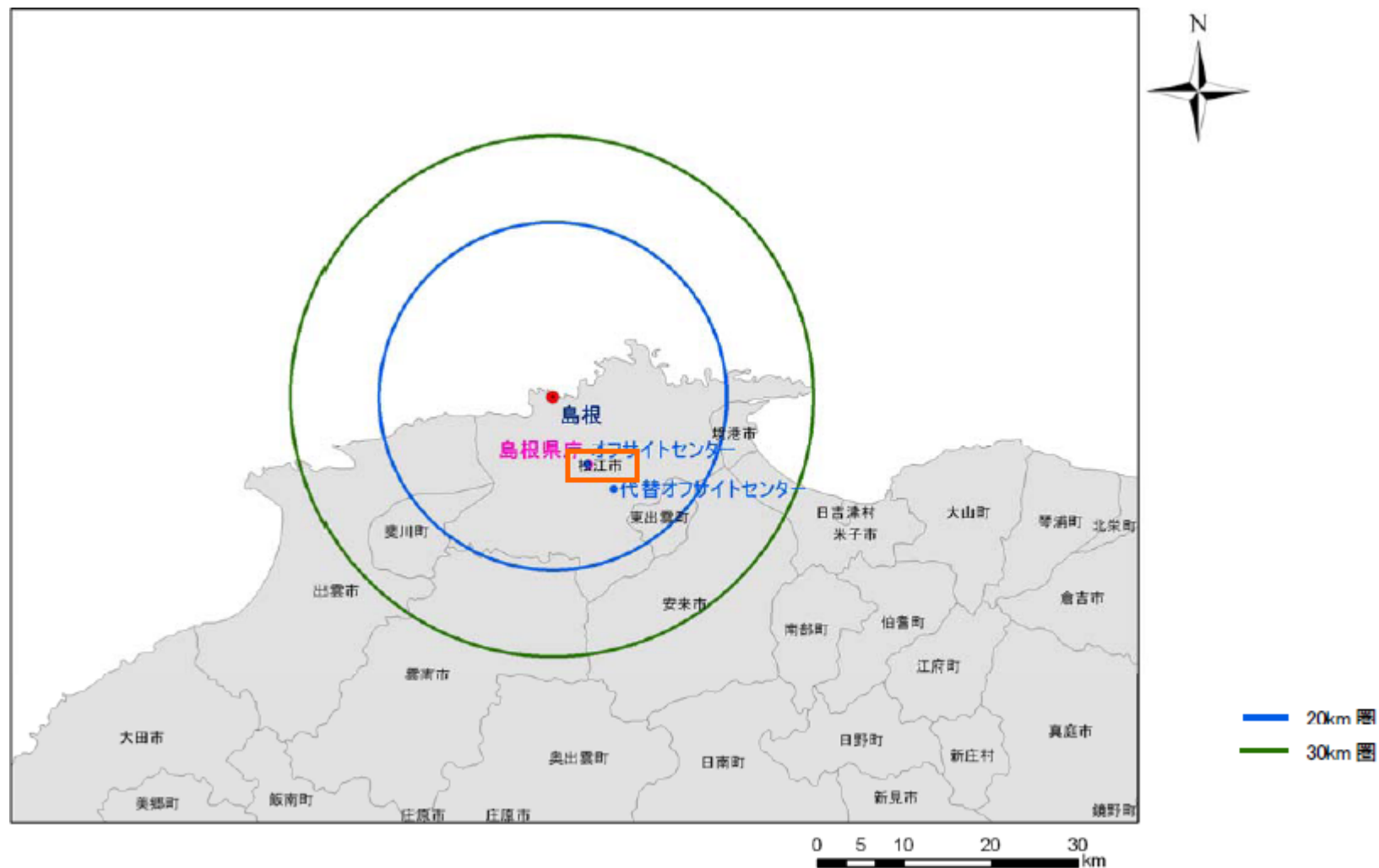
### 第32条（立入調査）

主務大臣、**所在都道府県知事**、**所在市町村長**又は**関係隣接都道府県知事**は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、**原子力事業所に立ち入り**、当該原子力事業所に係る原子力事業者の施設、帳簿、書類その他必要な**物件を検査させ**、又は、**関係者に質問させることができる**。

2 前項の規定により職員が原子力事業所に立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなくてはならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

## 参考 島根原発周辺位置図(鳥取県、米子市、境港市)



(出典 原子力安全・保安院 平成23年9月14日 防WG第4-4号)

## 参考 玄海原発周辺位置図

(福岡県、福岡市、糸島市、長崎県、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市)

